

# 企業の輸出管理の必要性 と 日本のICP制度



2013年10月22－23日  
経済産業省 貿易経済協力局  
安全保障貿易検査官室

## 1. 企業活動と輸出管理の必要性

## 2. 企業における輸出管理

(1) 企業の輸出管理の流れ

(2) 違法輸出

## 3. 日本のICP※制度

(1) ICP導入の背景と効果

(2) ICPの基本要素

(3) ICP社内整備の効果

(4) ICP届出と立入検査

(5) ICP制度の導入促進

※ ICP : Internal Compliance Program

# 1. 企業活動と輸出管理の必要性

# ◆なぜ、企業の輸出管理は必要なのか？

## ✓取引先としての評価・信頼度アップ

販売や取引をする場合、日本を含めた国際レジーム参加国の企業は通常契約前に取引審査を行うが潜在リスクが低い企業とは安心して取引が可能と判断される。

## ✓法令遵守は企業の義務

## ✓手続コストの減

適切な輸出管理により輸出手続きの簡素化が可能。

## ✓リスクマネージメント

輸出が法令上は問題がなくても、仮に自社製品が輸出先で大量破壊兵器などに利用されていた場合、企業の大きなイメージダウンになるため、慎重な取引審査が求められる。

# ◆なぜ、企業の輸出管理は必要なのか？

✓輸出管理は自由貿易のための最低限のルール。ルールを守ることで安心した経済活動が可能となり、経済が活発化。

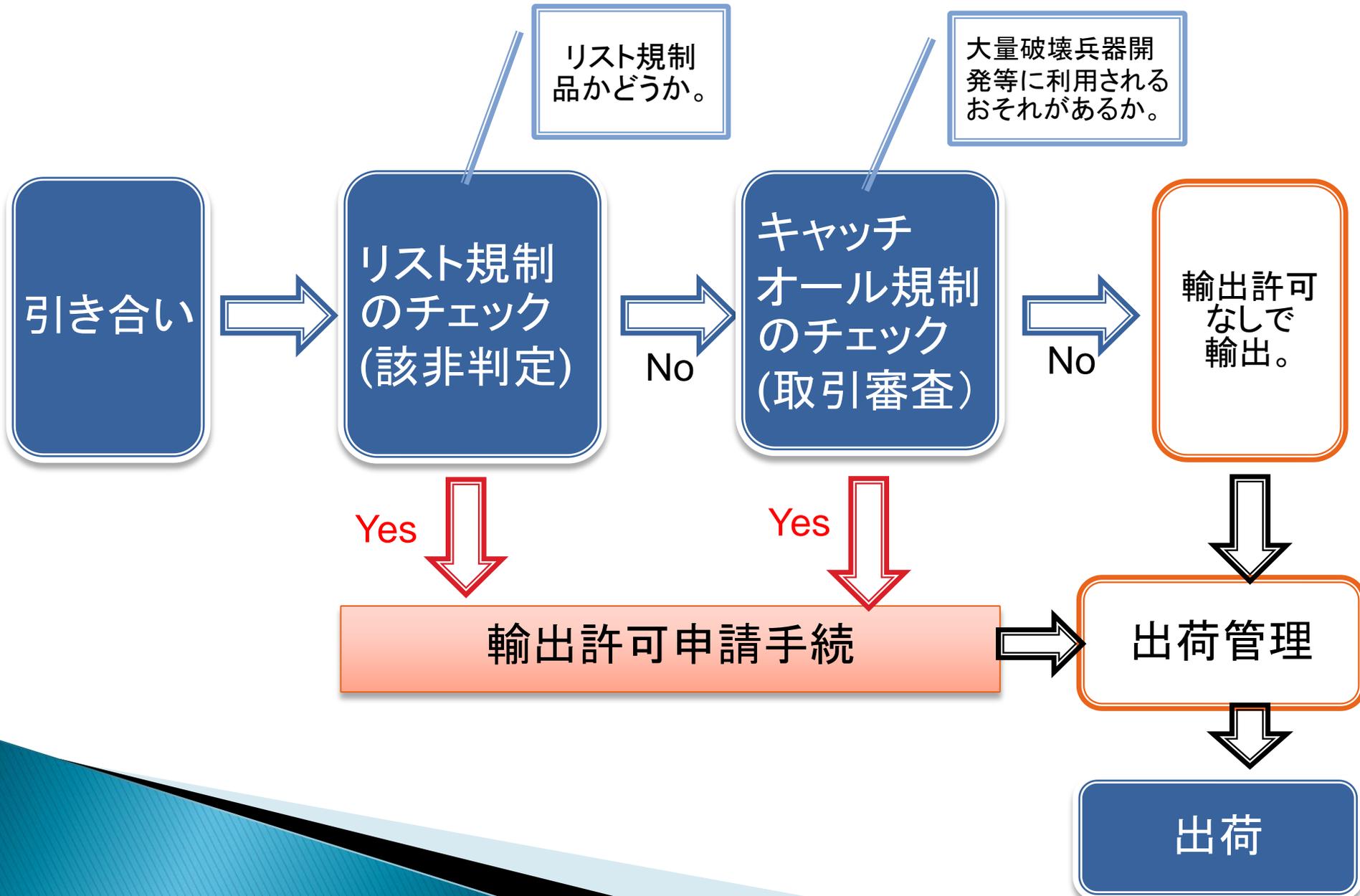
✓適切な輸出管理を率先して導入すれば、他社との差別化が可能となり、より大きなビジネスチャンスに。



**輸出管理は企業価値を高める。**

## 2. 企業における輸出管理

# (1) 企業の輸出管理の流れ



## ◆取引審査とは。

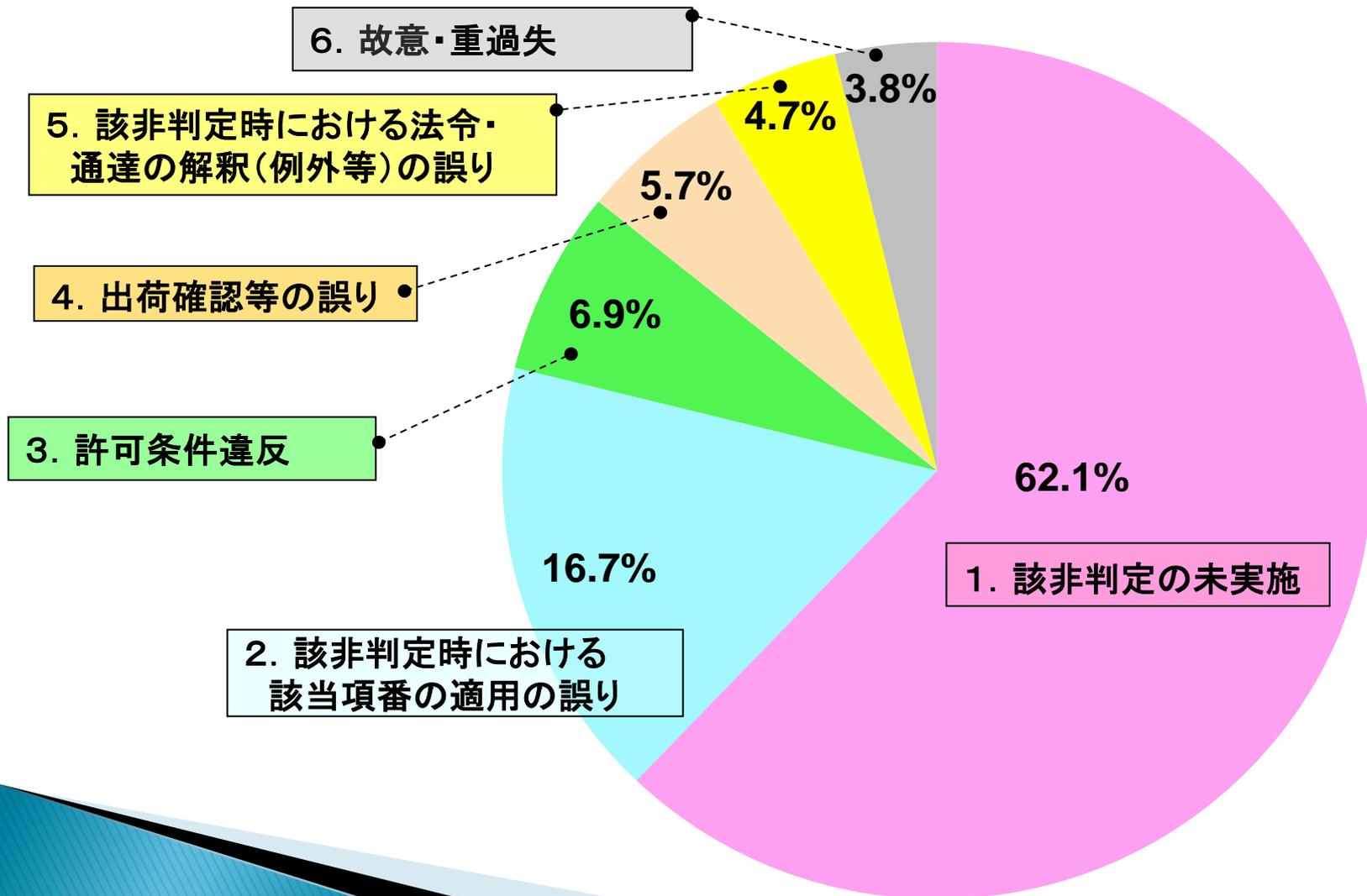
どのような取引相手か(引き合い先、需要者等の確認)、どのような用途に使うのか(具体的な用途の確認)等のチェックを行い、**輸出者として当該取引を進めて良いか否かを判断**すること。

判断の参考になるのが、以下の4つの許可基準。

- 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か。
- 申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か。
- 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か。
- 貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か。

## (2) 違法輸出

### ◆ 日本の最近の違法輸出の原因分析 (2007年～2011年)



# 3. 日本のICP制度

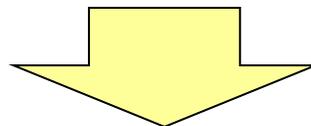
## ◆ICP※(輸出管理内部規程)とは

- 輸出や技術提供に関する一連の手続を規定するとともに、外為法などの安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程。
- 輸出者等が自ら定める組織内部の規程で、あくまで自主管理を行うための任意のもの。

※ICP: Internal Compliance Program

## ◆ ICP導入の背景

- 産業界が自主管理を行うことで違法輸出のリスクを減らす。
- 政府(METI)がより注意を要する案件に集中することで効果的な輸出管理につながる。



## Internal Compliance Program (ICP) 導入の促進

- ✓ 1987年より企業へICPを導入を奨励。
- ✓ 海外子会社への導入も奨励。

	2007年末	2008年末	2009年末	2010年末	2011年末	2012年末
日本のICP届出企業数	1,417	1,462	1,459	1,426	1,460	1,452

## ◆ICP導入の効果

### 企業(輸出者)

内部手続きと責任関係を明確にすることで、安全で信頼性の高いビジネスができる。

効果的なチェックによりミス危険性を最小限にできる。

優良企業であることを自ら社会に示すことができる。

包括許可※を受けられることができる。

※包括許可: 個別許可の申請なしに一定の範囲について包括的に許可を受け輸出が可能になる制度。

### METI

過失による違法輸出のリスクを軽減することができる。

人材をより機微性の高い案件に重点配分できる。

ICP は、企業(輸出者)とMETIの双方に有効な制度

### A. 体制

(1)輸出管理体制

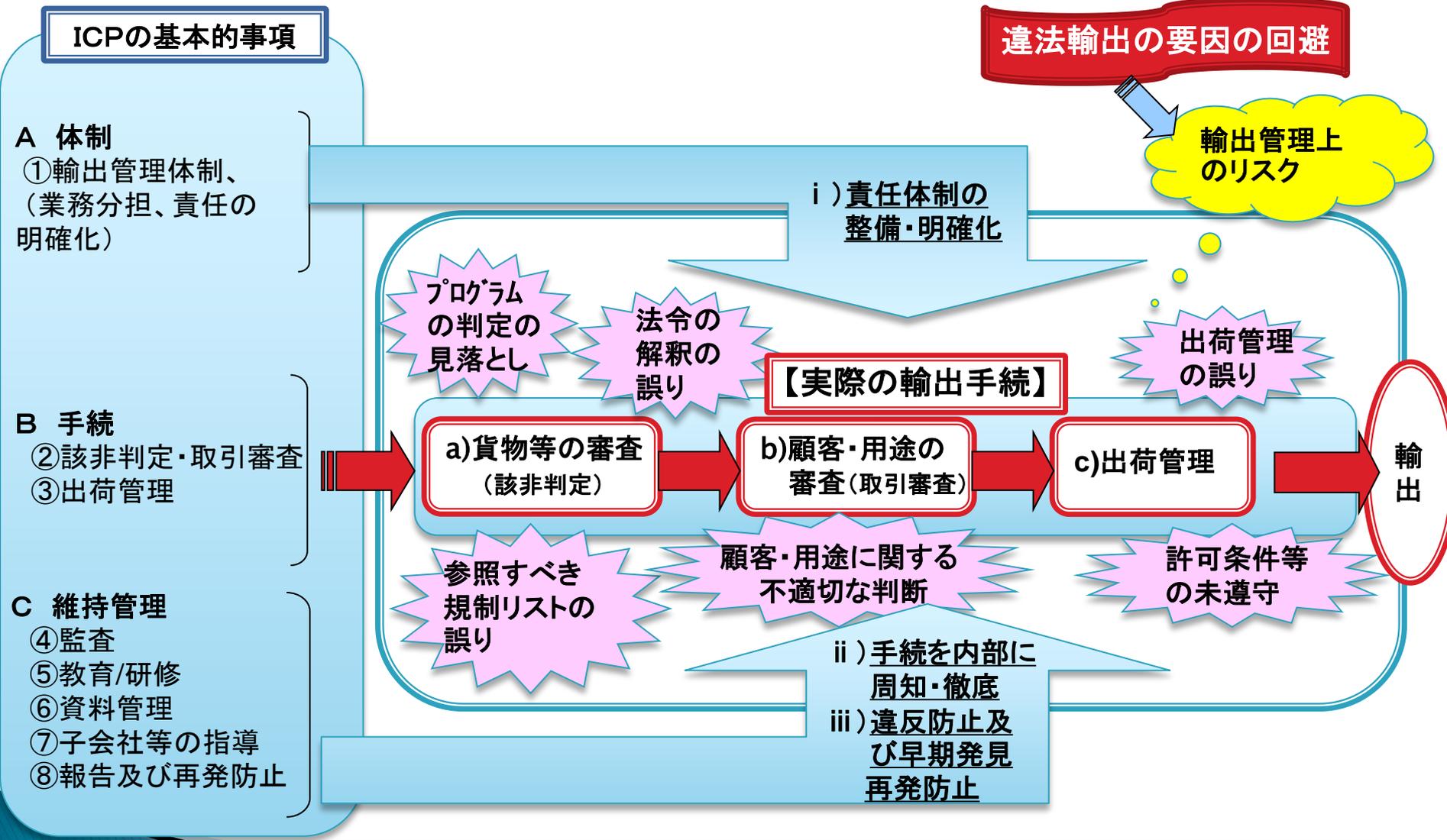
### B. 手続

(2)該非判定・取引審査  
(3)出荷管理

### C. 維持管理

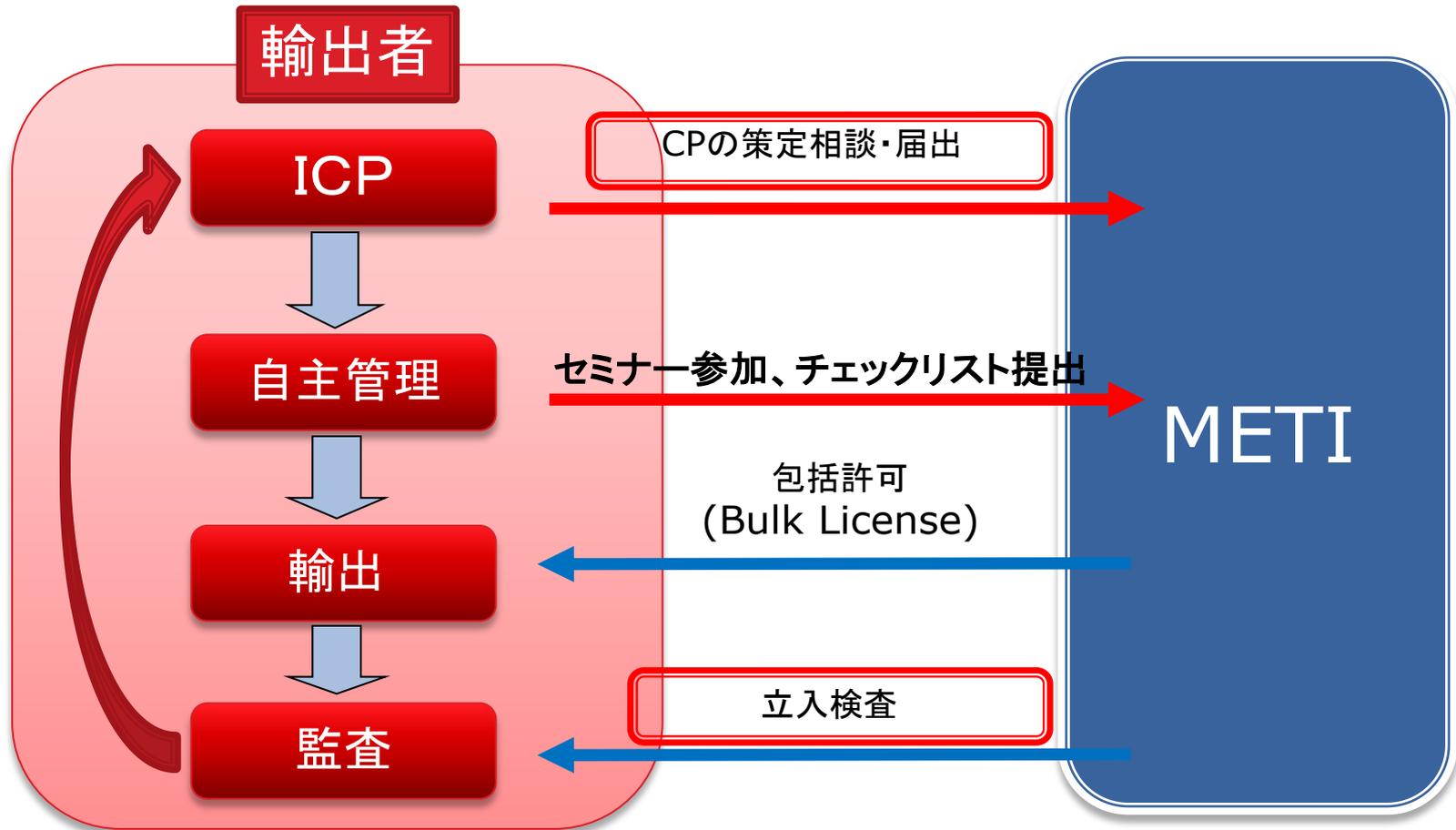
(4)監査  
(5)教育/研修  
(6)資料管理  
(7)子会社等の指導  
(8)報告及び再発防止

# (3) ICP社内整備の効果



輸出管理内部規程(ICP)は輸出管理において発生が想定される**様々なリスクを回避するために有効なツール**。

# (4) ICPの届出と立入検査



## (5) ICP導入に向けたサポートについて

- 一般財団法人 安全保障貿易情報センター(CISTEC : Center for Information on Security Trade Control)は1989年に設立された我が国で唯一の輸出管理問題に関する民間の非営利総合推進団体。
- 現在、大手電機メーカー、機械メーカー、商社等400の法人賛助会員をもつ。
- CISTECは安全保障輸出管理に関し「産・官・学のリンケージチャンネル」として有効に機能することを通じて「合理的で実効ある安全保障輸出管理」を実現し、ひいては「世界平和」への貢献を目指している。



## (5) ICP導入に向けたサポートについて

- CISTECはICP導入促進の為、産業界や政府と協力し”Model ICP”を設定。
- 輸出管理形態等のバリエーションに応じ6パターンを設定。

		自社品あり (例:メーカー等)	自社品なし (例:商社等)
管理形態	(1) 専門部署を設ける	Type 1A	Type 1B
	(2) 専門部署でなく専任者を任命する	Type 2A	Type 2B
	(3) 代表取締役等が直接管理する	Type 3A	Type 3B

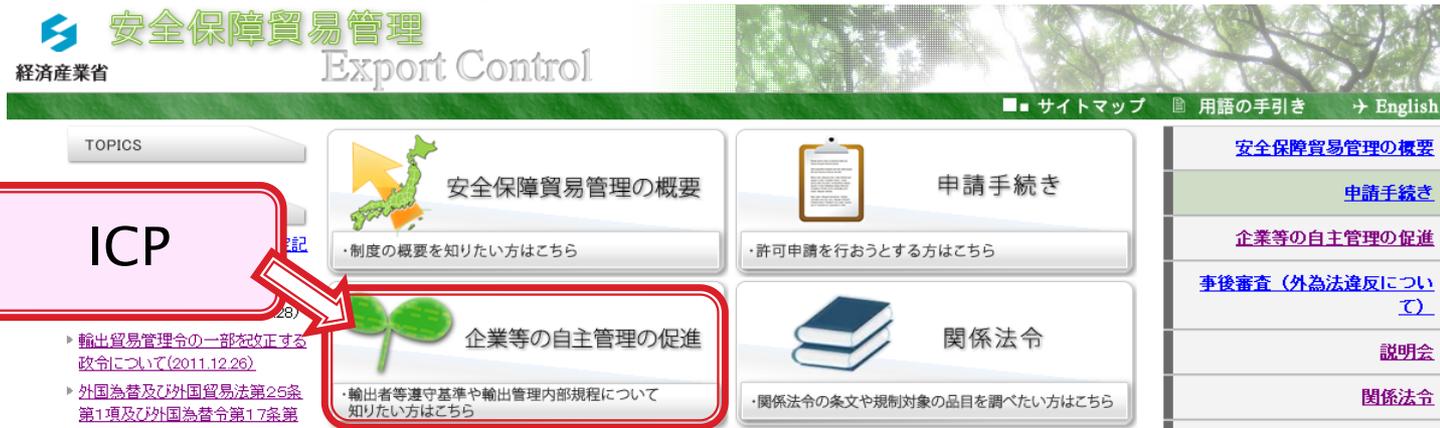
# (6)ICP制度の導入促進

## ◆METIのICPについての普及・啓発

### ➤ 輸出者向けの各種説明会を実施

	2007FY	2008FY	2009FY	2010Y	2011FY	2012FY
開催回数	89	99	113	125	104	112
総参加者数	9,612	11,631	15,611	14,023	14,207	14,235

### ➤ ホームページで各種情報を提供



The screenshot shows the METI website's 'Export Control' section. A red box highlights the 'ICP' (Investment Control Policy) link under the '安全保障貿易管理の概要' (Overview of Export Control) section. Other visible sections include '申請手続き' (Application Procedures), '企業等の自主管理の促進' (Promotion of Self-Management of Enterprises), and '関係法令' (Related Laws). A sidebar on the right contains a table of contents with links to '安全保障貿易管理の概要', '申請手続き', '企業等の自主管理の促進', '事後審査(外為法違反について)', '説明会', and '関係法令'.

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

各種説明会  
案内

説明会開催状況

- ▶ 適格説明会
- ▶ 輸出者等遵守基準説明会
- ▶ 申請窓口説明会

キーワード

外為法改正 | 海外  
外国ユーザー

新着情報

- 平成24年 4月26日 **その他** Q & A 「[提出書類通達に関するQ & A\(新規分\)](#)」に、誓約書に関する質問・回答(Q & A37)を追加掲載しました。
- 平成24年 4月23日 **説明会** 平成24年度 [安全保障貿易管理説明会の情報](#)、及び[適格説明会資料](#)を更新いたしました。

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易審査課  
(本館14F東1)  
電話番号：03-3501-2801  
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

ご静聴、ありがとうございました。

経済産業省 貿易経済協力局  
安全保障貿易管検査官室